

## 高松市観光キャッチコピー「気持ち高まる、高松。」ロゴマークの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高松市観光キャッチコピー「気持ち高まる、高松。」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の幅広い使用を促進し、適正な使用及び管理を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱においてロゴマークとは、別図に掲げるものをいう。

### (使用の形式)

第3条 ロゴマークの使用の形式は、別図に掲げるものとする。なお、使用に当たっては、指定のデータを用いるものとする。

### (使用の目的)

第4条 ロゴマークは、官民が一体となり、市を挙げて観光振興を推進することを目的として使用できるものとする。

### (使用届の提出)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、高松市観光キャッチコピー「気持ち高まる、高松。」ロゴマーク使用届をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、市が使用する場合または、市が適当と認めた場合は使用届の提出を省略できるものとする。

2 使用者は、市長からの請求があったときは、速やかに使用状況が確認できる物品等を提出しなければならない。

### (使用者の責任)

第6条 使用者は、ロゴマークの使用に関する一切の責任を負うものとする。

### (使用の対価)

第7条 ロゴマークの使用の対価は、徴収しないものとする。

(使用の差止め)

第8条 市長は、ロゴマークの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止めるものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、ロゴマークの使用を不相当と認めるとき。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年11月17日から施行する。

別図

気持ち  まる、高松。